

## 利用医師等登録制度に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

(事前登録)

第2条 研修会への参加を除いて施設・機器の利用に際しては、事前に登録を必要とする。

(登録名)

第3条 紹介患者診療型共同利用及び医療機器利用型共同利用に際しては医療機関及び医師名を登録する。

(登録の対象医療機関)

第4条 原則として二次保健医療圏青森地域にある全医療機関とする。

(登録の申請)

第5条 共同利用制度を利用するために登録を行おうとする医療機関は、共同利用制度登録申請書(別記様式)により院長に申請を行うものとする。

2 院長が審査し承認した場合は、共同利用制度登録機関名簿に医療機関名及び医師名などを登録して当該医療機関へ連携医療機関登録証を送付する。

(登録医証の発行)

第6条 共同利用制度登録機関名簿に登録された医師(以下「登録医」という。)には登録医証を発行する。

(登録有効期間)

第7条 登録の有効期限は登録日の属する年度の3月31日までとし、医療機関からの申し出がない限り次年度以降において毎年更新する。

(情報の共有)

第8条 登録医は当院に紹介した患者に関して、その患者の診療に資するために当院主治医と共に情報を共有することができる。

(登録内容の変更・辞退)

第9条 登録内容に変更あるいは辞退の場合は、登録医療機関の代表者は速やかに院長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成24年6月21日から実施する。